

個人データの第三者提供先及び共同利用先のお知らせ

1. 当組合では、お客様の個人データを、お客様の同意のもとに、以下の通り第三者提供をいたしております。

| 第三者提供先 | 業務内容 | 提供される情報 |
|----------------------|----------------------------------|---|
| 1. 全国銀行個人信用情報センター（注） | 個人信用情報機関及びその加盟会員による個人情報の提供ならびに利用 | 以下に記載するもののうち、当該業務に必要な情報のみ提供します。 氏名、生年月日、性別、住所、（本人への郵便不着の有無等を含む。）電話番号、勤務先等の本人情報 所得・収入情報、納税状況、取引状況等その他与信審査に必要な情報 借入金額、借入日、最終返済日等の契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。）等に関する情報 当組合が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等 不渡情報 官報情報 本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報 |
| 2. 福岡県信用保証協会 | 信用保証業務 中小企業者向け融資に対する保証 | |
| 3. 全国しんくみ保証（株） | 保証業務 マイカーローン、教育ローン等の保証 | |
| 4. 全国保証（株） | 保証業務 住宅ローンの保証 | |
| 5.（株）オリエントコーポレーション | 保証業務 ビジネスオートローンの保証 | |
| 6.（株）ジェーシーピー | 保証業務 カードローンの保証 | |
| 7. 三菱UFJニコス（株） | 保証業務 マイカーローン、教育ローン等の保証 | |
| 8. 楽天K C（株） | 保証業務 カードローンの保証 | |
| 9. 三井住友カード（株） | 保証業務 カードローンの保証 | |
| 10.（株）セントラルファイナンス | 保証業務 カードローンの保証 | |
| 11. 三洋信販（株） | 保証業務 カードローンの保証 | |
| 12.（株）ライフ | 保証業務 フリ - ローンの保証 | |
| 13. 地方公共団体 | 地域住民サービス 制度融資に対する利子補給・保証 | |

（注）全国銀行個人信用情報センターに提供される情報は、(株)日本信用情報機構及び(株)シー・アイ・シーと情報交流されており、それぞれの加盟会員が利用することができます。

2. 個人信用情報機関およびその加盟会員による個人情報の提供・利用について

（1）当組合は、個人信用情報機関およびその加盟会員（当組合を含む）による個人情報の提供・利用について、申込書・契約書等により、下記のとおり個人情報保護法第23条第1項に基づくお客様の同意をいただいております。

当組合が加盟する個人信用情報機関および同機関と提携する個人信用情報機関にお客様の個人情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等のほか、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報を含む。）が登録されている場合には、当組合がそれと与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、協同組合による金融事業に関する法律施行規則等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。）のために利用すること。

下記の個人情報（その履歴を含む。）について、当組合が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信判断のために利用されること。

| 登録情報 | 登録期間 |
|--|--|
| 氏名、生年月日、性別、住所、(本人への郵便不着の有無等を含む。)電話番号、勤務先等の本人情報 | 下記の情報のいずれかが登録されている期間 |
| 借入金額、借入日、最終返済日等の契約の内容およびその返済状況(延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。) | 契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間 |
| 当組合が加盟する個人信用情報機関を利用した日および契約またはその申込みの内容等 | 当該利用日から1年を超えない期間 |
| 不渡情報 | 第1回目不渡は不渡発生日から6カ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間 |
| 官報情報 | 破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間 |
| 登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨 | 当該調査中の期間 |
| 本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報 | 本人から申告のあった日から5年を超えない期間 |

- (2) 当組合は、当組合が加盟する個人信用情報機関において、下記のとおり個人情報保護法第23条第4項第3号に基づく個人データの共同利用を行っております。ただし、個人情報保護法の全面施行(平成17年4月1日)後の契約については、前記(1)に記載のとおり、お客様の同意をいただいております。

共同利用される個人データの項目

官報に掲載された情報(氏名、住所、破産等の旨、日付等)

共同利用者の範囲

全国銀行個人信用情報センターの会員および全国銀行協会

(注) 全国銀行個人信用情報センターは全国銀行協会が設置、運営する個人信用情報機関で、その加盟資格は次のとおりです。

ア. 全国銀行協会の正会員

イ. 上記ア以外の銀行または法令によって銀行と同視される金融機関

ウ. 政府関係金融機関またはこれに準じるもの

エ. 信用保証協法(昭和28年8月10日法律第196号)に基づいて設立された信用保証協会

オ. 個人に関する与信業務を営む法人で、上記アからウに該当する会員の推薦を受けたもの

利用目的

全国銀行個人信用情報センターの会員における自己の与信取引の判断

個人データの管理について責任を有する者の名称

全国銀行協会

- (3) 上記のほか、上記の個人情報は、その個人データの正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用される場合があります。

- (4) 上記の個人信用情報機関は次のとおりです。各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人信用情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います(当組合ではできません。)

当組合が加盟する個人信用情報機関

・ 全国銀行個人信用情報センター

<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

TEL: 03-3214-5020

主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関

同機関と提携する個人信用情報機関

- ・(株)日本信用情報機構

<http://www.jicc.co.jp/>

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 41-1

TEL：0120-441-481

主に貸金業者を会員とする個人信用情報機関

- ・(株)シー・アイ・シー

<http://www.cic.co.jp>

〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階

TEL：0120-810-414

主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関

3. 個人データの共同利用について

当組合は、下記のとおり個人データの共同利用をしています。

なお、共同利用の取扱について、見直しを行う場合には、あらかじめその内容を公表させていただきます。

(1) 共同利用する個人データの項目

不渡となった手形・小切手の振出人（為替手形については引受人。以下同じ。）および当座取引開設の依頼者にかかる情報で、以下の項目を共同利用しています。

当該振出人の氏名（法人であれば名称・代表者名・代表者肩書）

当該振出人について屋号があれば、当該屋号

住所（法人であれば所在地。郵便番号を含みます。）

当座取引開設の依頼者の氏名（法人であれば名称・代表者名・代表者肩書・屋号があれば当該屋号。）

生年月日

職業

資本金（法人の場合に限ります。）

当該手形・小切手の種類および額面金額

不渡報告（第1回目不渡）または取引停止報告（取引停止処分）の別交換日（呈示日）

支払銀行（部・支店名を含みます。）

持出銀行（部・支店名を含みます。）

不渡事由

取引停止処分を受けた年月日

不渡りとなった手形・小切手の支払銀行（店舗）が参加している手形交換所および当該手形交換所が属する銀行協会

- (注) ~ にかかる情報で、不渡となった手形・小切手に記載されている情報が、支払銀行に届出られている情報と相違している場合には、当該手形・小切手に記載されている情報を含みます。

(2) 共同利用の範囲

各地手形交換所

各地手形交換所の参加金融機関

全国銀行協会が設置・運営している全国銀行個人信用情報センター

全国銀行協会の特別会員である各地銀行協会（各地銀行協会の取引停止処分者照会センターを含みます。）

- (注) 共同利用者の実際の範囲につきましては、銀行協会のホームページアドレス

<http://www.zenginkyo.or.jp/abstract/koukan/index0600.html> をご参照ください。

(3) 共同利用における利用目的

手形・小切手の円滑な流通の確保および金融機関における自己の与信取引上の判断

(4) 個人データの管理について責任を有する者の名称

不渡りとなった手形・小切手の支払銀行（店舗）が参加している手形交換所が所在する地域の銀行協会

以上